

平成 30 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和元年 11 月
広島国税局

I 調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における所得税の調査等の状況
- 2 平成 30 事務年度における消費税の調査等の状況

II 主な取組

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の 1 件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位 10 業種

I 調査等の状況

1 平成30事務年度における所得税の調査等の状況

- (1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況
 - 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が2,086件（前事務年度2,715件）、着眼調査が721件（前事務年度990件）であり、簡易な接触の件数は32,282件（前事務年度32,001件）となっています。
 - これらの調査等の合計件数は35,089件（前事務年度35,706件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は24,870件（前事務年度25,763件）となっています。
- (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況
 - 実地調査による申告漏れ所得金額は、20,853百万円（前事務年度27,217百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは18,812百万円（前事務年度24,402百万円）、着眼調査によるものは2,040百万円（前事務年度2,816百万円）となっています。
 - また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は35,111百万円（前事務年度36,831百万円）となっており、調査等合計では55,964百万円（前事務年度64,049百万円）となっています。
- (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況
 - 実地調査による追徴税額は、3,675百万円（前事務年度4,428百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは3,565百万円（前事務年度4,280百万円）、着眼調査によるものは111百万円（前事務年度148百万円）となっています。
 - また、簡易な接触による追徴税額は2,727百万円（前事務年度1,851百万円）となっており、調査等合計では6,402百万円（前事務年度6,279百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

➤ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比									
1	調査等件数	2,715		990		3,705		32,001		35,706		
		2,086	76.8%	721	72.8%	2,807	75.8%	32,282	100.9%	35,089	98.3%	
2	申告漏れ等の非違件数	2,314		710		3,024		22,739		25,763		
		1,777	76.8%	508	71.5%	2,285	75.6%	22,585	99.3%	24,870	96.5%	
3	申告漏れ所得金額	24,402		2,816		27,217		36,831		64,049		
		18,812	77.1%	2,040	72.4%	20,853	76.6%	35,111	95.3%	55,964	87.4%	
4	追徴税額	本税	3,655		133		3,788		1,762		5,550	
			2,969	81.2%	99	74.4%	3,068	81.0%	2,689	152.6%	5,758	103.7%
5		加算税	625		15		640		89		729	
		596	95.4%	11	73.3%	607	94.8%	38	42.7%	645	88.5%	
6	計	4,280		148		4,428		1,851		6,279		
		3,565	83.3%	111	75.0%	3,675	83.0%	2,727	147.3%	6,402	102.0%	
7	申告漏れ所得金額	8,988		2,844		7,346		1,151		1,794		
		9,018	100.3%	2,830	99.5%	7,429	101.1%	1,088	94.5%	1,595	88.9%	
8	一件当たり追徴税額	本税	1,346		135		1,022		55		155	
			1,423	105.7%	138	102.2%	1,093	106.9%	83	150.9%	164	105.8%
9		加算税	230		15		173		3		20	
		286	124.3%	16	106.7%	216	124.9%	1	33.3%	18	90.0%	
10	計	1,576		150		1,195		58		176		
		1,709	108.4%	153	102.0%	1,309	109.5%	84	144.8%	182	103.4%	

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の計数を含む。)

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、1,082件(前事務年度1,407件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、860件(前事務年度1,091件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、5,901百万円(前事務年度6,157百万円)となっています。

項目	事務年度等	29事務年度	30事務年度	対前年比
① 調査等件数		件	件	%
		1,407	1,082	76.9
	土地建物等	1,070	791	73.9
	株式等	337	291	86.4
② 申告漏れ等の 非違件数		件	件	%
		1,091	860	78.8
	土地建物等	812	622	76.6
	株式等	279	238	85.3
③ 非 (違割合 ② / ①)		%	%	ポイント
		77.5	79.5	2.0
	土地建物等	75.9	78.6	2.7
	株式等	82.8	81.8	▲ 1.0
④ 申告漏れ所得金額		百万円	百万円	%
		6,157	5,901	95.8
	土地建物等	4,538	3,678	81.0
	株式等	1,619	2,223	137.3
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)		万円	万円	%
		438	545	124.4
	土地建物等	424	465	109.7
	株式等	480	764	159.2

- (注) 1 土地建物等は、土地建物(分離譲渡所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。
2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 平成30事務年度における消費税の調査等の状況

(1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1,110件（前事務年度1,475件）、着眼調査が238件（前事務年度336件）であり、簡易な接触の件数は2,098件（前事務年度2,203件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は3,446件（前事務年度4,014件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は2,533件（前事務年度2,948件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、1,033百万円（前事務年度1,123百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは966百万円（前事務年度1,086百万円）、着眼調査によるものは36百万円（前事務年度37百万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は284百万円（前事務年度331百万円）となっており、調査等合計では1,287百万円（前事務年度1,454百万円）となっています。

➤ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計			対前年比		対前年比	
			対前年比		対前年比		対前年比					
1	調査等件数	1,475		336		1,811		2,203		4,014		
		1,110	75.3%	238	70.8%	1,348	74.4%	2,098	95.2%	3,446	85.8%	
2	申告漏れ等の非違件数	1,196		238		1,434		1,514		2,948		
		916	76.6%	167	70.2%	1,083	75.5%	1,450	95.8%	2,533	85.9%	
3	追徴税額	本税	910		29		939		309		1,249	
			798	87.7%	30	103.4%	828	88.2%	268	86.7%	1,097	87.8%
4		加算税	176		8		184		22		206	
			168	95.5%	7	87.5%	174	94.6%	16	72.7%	190	92.2%
5	計	1,086		37		1,123		331		1,454		
			966	89.0%	36	97.3%	1,003	89.3%	284	85.8%	1,287	88.5%
6	一件当たり	本税	617		86		519		140		311	
			719	116.5%	125	145.3%	614	118.3%	128	91.4%	318	102.3%
7		加算税	119		24		101		10		51	
			151	126.9%	28	116.7%	129	127.7%	8	80.0%	55	107.8%
8	計	736		110		620		150		362		
			871	118.3%	153	139.1%	744	120.0%	135	90.0%	373	103.0%

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

3 上段は、前事務年度の計数である。

Ⅱ 主な取組

1 申告漏れ所得金額は 3,228 百万円、追徴税額は 837 百万円

【富裕層に対する調査状況】

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 平成 30 事務年度においては、290 件実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1 件当たりの申告漏れ所得金額は 11,130 千円で、申告漏れ所得金額の総額は 3,228 百万円に上ります。
- 1 件当たりの追徴税額は 2,887 千円で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1 件当たりの追徴税額 1,709 千円の 1.7 倍となっています。また、追徴税額の総額は 837 百万円に上ります。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1 件当たりの追徴税額は 3,335 千円で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1 件当たりの追徴税額 1,709 千円の 2 倍と高額となっています。

➤ 「富裕層」に対する調査状況

項目		事務年度等		29事務年度	30事務年度	対前年比	(参考) 30事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体							
		29事務年度	30事務年度											
調	査	件	数	件	370	290	78.4%	2,086						
申	告	漏	れ	等	の	非	違	件	数	件	259	220	84.9%	1,777
申	告	漏	れ	所	得	金	額	百万円	2,740	3,228	117.8%	18,812		
追	徴	税	額	百万円	801	837	104.5%	3,565						
一 件 当 た り	申	告	漏	れ	所	得	金	額	千円	7,405	11,130	150.3%	9,018	
	追	徴	税	額	千円	2,166	2,887	133.3%	1,709					

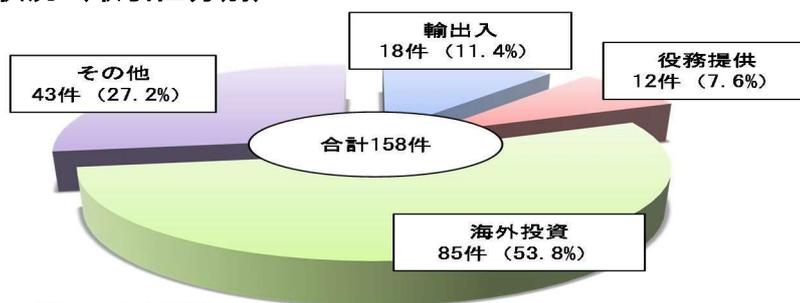
➤ (参考) 海外投資等をした「富裕層」に対する調査実績

項目		事務年度等		29事務年度	30事務年度	対前年比							
		29事務年度	30事務年度										
調	査	件	数	件	66	58	87.9%						
申	告	漏	れ	等	の	非	違	件	数	件	50	42	84.0%
申	告	漏	れ	所	得	金	額	百万円	856	968	113.1%		
追	徴	税	額	百万円	257	193	75.1%						
一 件 当 た り	申	告	漏	れ	所	得	金	額	千円	12,973	16,691	128.7%	
	追	徴	税	額	千円	3,887	3,335	85.8%					

2 1件当たりの申告漏れ所得金額は所得税実地調査全体の約1.7倍 【海外投資等を行っている個人に対する調査状況】

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 平成30事務年度においては、158件（前事務年度213件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,497万円（前事務年度1,309万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額902万円（前事務年度899万円）の約1.7倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は2,365百万円（前事務年度2,788百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は395万円（前事務年度280万円）で、追徴税額の総額は624百万円（前事務年度597百万円）に上ります。

➤ 調査状況（取引区分別）

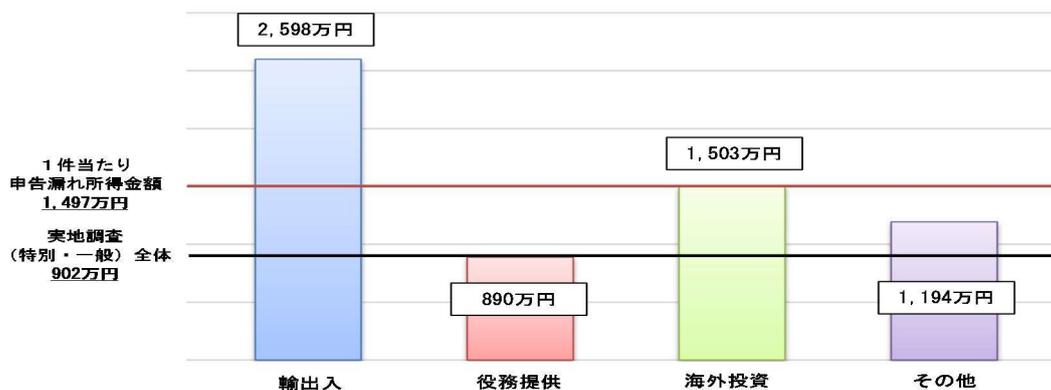


（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）

- 1 輸出入・・・事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 役務提供・・・工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 海外投資・・・海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 4 その他・・・海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

➤ 1件当たりの申告漏れ所得金額（取引区分別）



3 追徴税額は443百万円

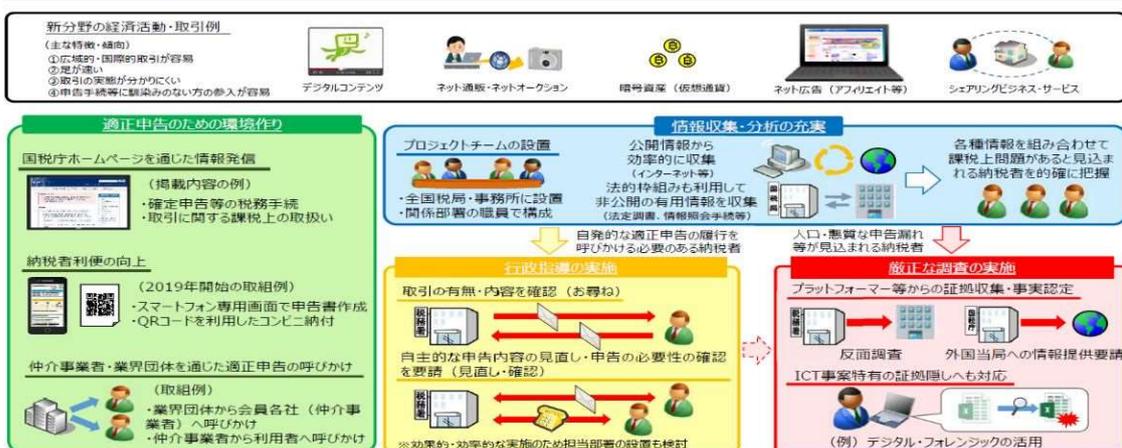
【インターネット取引を行っている個人に対する調査状況】

- シェアリングエコノミー等の新たな分野の経済活動をはじめ、インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
- 平成30事務年度においては、127件実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,419万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額902万円の約1.6倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は1,802百万円に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は349万円で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額171万円の約2倍となっています。また、追徴税額の総額は443百万円に上ります。
- インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

項目		事務年度等					(参考)
		29事務年度	30事務年度	対前年比		30事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
調査件数		件	168	127	75.6%	2,086	
申告漏れ等の非違件数		件	120	115	95.8%	1,777	
申告漏れ所得金額		百万円	1,240	1,802	145.3%	18,812	
追徴税額		百万円	215	443	206.0%	3,565	
一件当たり	申告漏れ額	万円	738	1,419	192.3%	902	
	追徴税額	万円	128	349	272.7%	171	

- (参考) 令和元年6月記者発表資料

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要



4 消費税無申告者に対して541百万円の追徴

【無申告者に対する調査状況】

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 平成30事務年度においては、389件実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、13,957千円で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額9,018千円の約1.5倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は5,429百万円に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は1,471千円で、追徴税額の総額は572百万円に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 平成30事務年度においては、396件実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は、1,367千円で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額871千円の約1.6倍となっています。また、追徴税額の総額は541百万円に上ります。

➤ 所得税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		29事務年度	30事務年度	対前年比
		件数	件			
調査件数		件	件	485	389	80.2%
申告漏れ所得金額		百万円	百万円	7,341	5,429	74.0%
追徴税額		百万円	百万円	812	572	70.4%
1件当たり	申告漏れ金額	千円	千円	15,136	13,957	92.2%
	追徴税額	千円	千円	1,674	1,471	87.9%

(参考)

30事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
2,086
18,812
3,565
9,018
1,709

➤ 消費税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		29事務年度	30事務年度	対前年比
		件数	件			
調査件数		件	件	525	396	75.4%
追徴税額		百万円	百万円	633	541	85.5%
1件当たり追徴税額		千円	千円	1,206	1,367	113.3%

(参考)

30事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
1,110
966
871

Ⅲ 参考計表

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額(含 加算税)	直近の年分に 係る申告漏れ 割合	前 年 の 位 順 位
		万円	万円	%	位
1	自動車小売業	2,185	939	50.8%	4
2	コンビニ エンスストア	1,601	345	82.3%	-
3	内装工事	1,250	202	56.0%	6
4	防水工事	1,089	121	38.4%	-
5	型枠工事	1,038	144	62.4%	-
6	美容	994	145	58.9%	-
7	建設、設備工事 労働者	993	75	81.0%	5
8	一般貨物自動車 運送	988	115	58.6%	10
9	清掃業	958	131	74.6%	-
10	塗装工事	944	131	57.6%	-

- (注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。
- 2 「直近の年分に係る申告漏れ割合」は、

$$\frac{\text{(申告漏れ所得)}}{\text{(調査前所得) + (申告漏れ所得)}}$$
 で算出している。
- 3 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10位に該当するものについて、その順位を記載している。

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得が高額な業種

	21 事務年度		22 事務年度		23 事務年度		24 事務年度		25 事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	廃棄物処理	1,891	とび工	1,581	焼肉店	2,750	眼科医	1,935	風俗業	3,059
2	くず金卸売業	1,377	焼肉店	1,427	弁護士	2,669	くず金卸売業	1,594	機械部品加工	1,819
3	焼肉店	1,359	生命保険外交員	1,398	塗装工事	2,437	とび工	1,267	スタンダードパー	1,003
4	解体工事	1,264	製図設計士	1,330	スタンダードパー	1,820	柔道整復師	1,071	弁護士	957
5	風俗業	1,199	建設、設備工事者	1,179	眼科医	1,433	建設、設備工事者	971	型枠工事	942

	26 事務年度		27 事務年度		28 事務年度		29 事務年度		30 事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	風俗業	2,803	風俗業	3,128	鉄骨、鉄筋工事	1,514	眼科医	4,321	自動車小売業	2,185
2	くず金卸売業	2,177	スタンダードパー	1,270	人材派遣	1,360	一般自動車整備	1,609	コンビニエンスストア	1,601
3	水産養殖業	1,271	鉄骨、鉄筋工事	1,131	解体工事	1,325	製図設計士	1,310	内装工事	1,250
4	スタンダードパー	1,264	防水工事	1,118	くず金卸売業	1,295	自動車小売業	1,144	防水工事	1,089
5	内装工事	1,112	冷暖房設備工事	1,082	司法行政書士	1,142	建設、設備工事者	1,076	型枠工事	1,038

(付表)

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。
2 10件以上調査した業種の順位である。

平成 30 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和元年 11 月
広島国税局
【鳥取県】

○ 調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における所得税の調査等の状況
- 2 平成 30 事務年度における消費税の調査等の状況

調査等の状況

1 平成30事務年度における所得税の調査等の状況

- (1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況
 - 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が206件（前事務年度239件）、着眼調査が66件（前事務年度81件）であり、簡易な接触の件数は2,747件（前事務年度2,532件）となっています。
 - これらの調査等の合計件数は3,019件（前事務年度2,852件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は1,991件（前事務年度2,107件）となっています。
- (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況
 - 実地調査による申告漏れ所得金額は、1,580百万円（前事務年度2,362百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは1,404百万円（前事務年度2,119百万円）、着眼調査によるものは176百万円（前事務年度244百万円）となっています。
 - また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は2,644百万円（前事務年度2,949百万円）となっており、調査等合計では4,224百万円（前事務年度5,312百万円）となっています。
- (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況
 - 実地調査による追徴税額は、248百万円（前事務年度473百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは239百万円（前事務年度460百万円）、着眼調査によるものは9百万円（前事務年度13百万円）となっています。
 - また、簡易な接触による追徴税額は127百万円（前事務年度318百万円）となっており、調査等合計では374百万円（前事務年度791百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

➤ 所得税の調査等の状況

区 分 項 目		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
1	調査等件数	239		81		320		2,532		2,852		
		206	86.2%	66	81.5%	272	85.0%	2,747	108.5%	3,019	105.9%	
2	申告漏れ等の非違件数	209		64		273		1,834		2,107		
		169	80.9%	46	71.9%	215	78.8%	1,776	96.8%	1,991	94.5%	
3	申告漏れ所得金額	2,119		244		2,362		2,949		5,312		
		1,404	66.3%	176	72.1%	1,580	66.9%	2,644	89.7%	4,224	79.5%	
4	追徴税額	本 税	406		12		418		261		679	
			201	49.5%	8	66.7%	209	50.0%	125	47.9%	334	49.2%
5		加 算 税	54		1		55		57		112	
		38	70.4%	1	100.0%	39	70.9%	1	1.8%	40	35.7%	
6	計	460		13		473		318		791		
		239	52.0%	9	69.2%	248	52.4%	127	39.9%	374	47.3%	
7	申告漏れ所得金額	8,865		3,009		7,383		1,165		1,862		
		6,816	76.9%	2,662	88.5%	5,808	78.7%	963	82.7%	1,399	75.1%	
8	一件当たり追徴税額	本 税	1,698		147		1,306		103		238	
			975	57.4%	120	81.6%	768	58.8%	46	44.7%	111	46.6%
9		加 算 税	224		17		172		22		39	
		184	82.1%	15	88.2%	143	83.1%	1	4.5%	13	33.3%	
10	計	1,923		164		1,478		126		277		
		1,159	60.3%	135	82.3%	910	61.6%	46	36.5%	124	44.8%	

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員が行った調査等の計数を含む。)

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、104件（前事務年度162件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、69件（前事務年度116件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、393百万円（前事務年度489百万円）となっています。

事務年度等		29事務年度	30事務年度	対前年比
項目				
① 調査等件数		件	件	%
		162	104	64.2
	土地建物等	123	74	60.2
	株式等	39	30	76.9
② 申告漏れ等の 非違件数		件	件	%
		116	69	59.5
	土地建物等	101	49	48.5
	株式等	15	20	133.3
③ 非 違割合 (② / ①)		%	%	ポイント
		71.6	66.3	▲ 5.3
	土地建物等	82.1	66.2	▲ 15.9
	株式等	38.5	66.7	28.2
④ 申告漏れ所得金額		百万円	百万円	%
		489	393	80.4
	土地建物等	319	316	99.1
	株式等	170	77	45.3
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)		万円	万円	%
		302	378	125.2
	土地建物等	259	427	164.9
	株式等	437	257	58.8

- (注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。
2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 平成30事務年度における消費税の調査等の状況

(1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が122件（前事務年度147件）、着眼調査が28件（前事務年度26件）であり、簡易な接触の件数は217件（前事務年度211件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は367件（前事務年度384件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は249件（前事務年度278件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、93百万円（前事務年度96百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは89百万円（前事務年度93百万円）、着眼調査によるものは4百万円（前事務年度4百万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は22百万円（前事務年度57百万円）となっており、調査等合計では115百万円（前事務年度153百万円）となっています。

➤ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計		対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	
		件数	対前年比	件数	対前年比	件数	対前年比					
1	調査等件数	147		26		173		211		384		
		122	83.0%	28	107.7%	150	86.7%	217	102.8%	367	95.6%	
2	申告漏れ等の非違件数	119		16		135		143		278		
		98	82.4%	19	118.8%	117	86.7%	132	92.3%	249	89.6%	
3	追徴税額	本税	77		3		80		49		129	
		百万円	74	96.1%	3	100.0%	77	96.3%	22	44.9%	99	76.7%
4		加算税	15		1		16		9		25	
	百万円	15	100.0%	1	100.0%	16	100.0%	1	11.1%	16	64.0%	
5	計	93		4		96		57		153		
	百万円	89	95.7%	4	100.0%	93	96.9%	22	38.6%	115	75.2%	
6	一件当たり	本税	525		120		464		231		336	
		千円	605	115.2%	119	99.2%	515	111.0%	100	43.3%	270	80.4%
7		加算税	105		19		92		41		64	
	千円	121	115.2%	28	147.4%	104	113.0%	3	7.3%	44	68.8%	
8	計	629		139		556		272		400		
	千円	727	115.6%	148	106.5%	619	111.3%	104	38.2%	314	78.5%	

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

3 上段は、前事務年度の計数である。

平成 30 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和元年 11 月
広島国税局
【島根県】

○ 調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における所得税の調査等の状況
- 2 平成 30 事務年度における消費税の調査等の状況

調査等の状況

1 平成30事務年度における所得税の調査等の状況

- (1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況
 - 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が243件（前事務年度301件）、着眼調査が82件（前事務年度104件）であり、簡易な接触の件数は3,524件（前事務年度3,268件）となっています。
 - これらの調査等の合計件数は3,849件（前事務年度3,673件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は2,919件（前事務年度2,768件）となっています。
- (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況
 - 実地調査による申告漏れ所得金額は、1,849百万円（前事務年度2,357百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは1,680百万円（前事務年度2,162百万円）、着眼調査によるものは169百万円（前事務年度196百万円）となっています。
 - また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は3,398百万円（前事務年度3,268百万円）となっており、調査等合計では5,247百万円（前事務年度5,625百万円）となっています。
- (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況
 - 実地調査による追徴税額は、257百万円（前事務年度324百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは251百万円（前事務年度316百万円）、着眼調査によるものは6百万円（前事務年度8百万円）となっています。
 - また、簡易な接触による追徴税額は133百万円（前事務年度131百万円）となっており、調査等合計では390百万円（前事務年度455百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

➤ 所得税の調査等の状況

区 分 項 目		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
1	調査等件数	301		104		405		3,268		3,673		
		243	80.7%	82	78.8%	325	80.2%	3,524	107.8%	3,849	104.8%	
2	申告漏れ等の 非違件数	260		74		334		2,434		2,768		
		202	77.7%	60	81.1%	262	78.4%	2,657	109.2%	2,919	105.5%	
3	申告漏れ 所得金額	2,162		196		2,357		3,268		5,625		
		1,680	77.7%	169	86.2%	1,849	78.4%	3,398	104.0%	5,247	93.3%	
4	追徴税額	本 税	268		7		275		128		404	
			212	79.1%	6	85.7%	218	79.3%	131	102.3%	349	86.4%
5		加算税	48		1		49		3		51	
		39	81.3%	1	100.0%	39	79.6%	2	66.7%	41	80.4%	
6	計	316		8		324		131		455		
		251	79.4%	6	75.0%	257	79.3%	133	101.5%	390	85.7%	
7	申告漏れ 所得金額	7,182		1,881		5,820		1,000		1,531		
		6,914	96.3%	2,059	109.5%	5,689	97.7%	964	96.4%	1,363	89.0%	
8	一件当たり 追徴税額	本 税	890		72		680		39		110	
			873	98.1%	69	95.8%	670	98.5%	37	94.9%	91	82.7%
9		加算税	159		7		120		1		14	
		158	99.4%	8	114.3%	121	100.8%	1	100.0%	11	78.6%	
10	計	1,049		79		800		40		124		
		1,031	98.3%	77	97.5%	791	98.9%	38	95.0%	102	82.3%	

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員が行った調査等の計数を含む。)

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、98件(前事務年度113件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、84件(前事務年度81件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、373百万円(前事務年度272百万円)となっています。

項目		事務年度等		対前年比
		29事務年度	30事務年度	
① 調査等件数		件	件	%
		113	98	86.7
	土地建物等	97	88	90.7
	株式等	16	10	62.5
② 申告漏れ等の 非違件数		件	件	%
		81	84	103.7
	土地建物等	66	74	112.1
	株式等	15	10	66.7
③ 非違割合 (② / ①)		%	%	ポイント
		71.7	85.7	14.0
	土地建物等	68.0	84.1	16.1
	株式等	93.8	100.0	6.2
④ 申告漏れ所得金額		百万円	百万円	%
		272	373	137.1
	土地建物等	177	267	150.8
	株式等	95	106	111.6
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)		万円	万円	%
		240	381	158.8
	土地建物等	182	303	166.5
	株式等	593	1,060	178.8

- (注) 1 土地建物等は、土地建物(分離譲渡所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。
2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 平成30事務年度における消費税の調査等の状況

(1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が147件（前事務年度172件）、着眼調査が39件（前事務年度50件）であり、簡易な接触の件数は142件（前事務年度139件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は328件（前事務年度361件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は269件（前事務年度296件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、121百万円（前事務年度109百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは114百万円（前事務年度106百万円）、着眼調査によるものは7百万円（前事務年度3百万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は22百万円（前事務年度21百万円）となっており、調査等合計では142百万円（前事務年度129百万円）となっています。

➤ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
1	調査等件数	172		50		222		139		361		
		147	85.5%	39	78.0%	186	83.8%	142	102.2%	328	90.9%	
2	申告漏れ等の非違件数	145		33		178		118		296		
		120	82.8%	31	93.9%	151	84.8%	118	100.0%	269	90.9%	
3	追徴税額	本税	87		3		89		19		109	
		加算税	93	106.9%	6	200.0%	100	112.4%	21	110.5%	120	110.1%
		計	19		1		20		1		21	
4		20	105.3%	1	100.0%	21	105.0%	1	100.0%	22	104.8%	
5		106		3		109		21		129		
		114	107.5%	7	233.3%	121	111.0%	22	104.8%	142	110.1%	
6	一件当たり	本税	504		52		403		139		301	
		加算税	636	126.2%	158	303.8%	536	133.0%	145	104.3%	367	121.9%
		計	109		14		88		9		57	
7		137	125.7%	26	185.7%	113	128.4%	7	77.8%	67	117.5%	
8		614		66		490		148		359		
		773	125.9%	184	278.8%	649	132.4%	152	102.7%	434	120.9%	

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

3 上段は、前事務年度の計数である。

平成 30 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和元年 11 月
広島国税局
【岡山県】

- 調査等の状況
 - 1 平成 30 事務年度における所得税の調査等の状況
 - 2 平成 30 事務年度における消費税の調査等の状況

調査等の状況

1 平成30事務年度における所得税の調査等の状況

- (1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況
 - 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が444件（前事務年度610件）、着眼調査が99件（前事務年度204件）であり、簡易な接触の件数は7,393件（前事務年度6,743件）となっています。
 - これらの調査等の合計件数は7,936件（前事務年度7,557件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は5,344件（前事務年度4,909件）となっています。
- (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況
 - 実地調査による申告漏れ所得金額は、4,893百万円（前事務年度6,975百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは4,563百万円（前事務年度6,294百万円）、着眼調査によるものは330百万円（前事務年度681百万円）となっています。
 - また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は7,924百万円（前事務年度9,592百万円）となっており、調査等合計では12,818百万円（前事務年度16,567百万円）となっています。
- (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況
 - 実地調査による追徴税額は、855百万円（前事務年度1,156百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは839百万円（前事務年度1,117百万円）、着眼調査によるものは16百万円（前事務年度39百万円）となっています。
 - また、簡易な接触による追徴税額は445百万円（前事務年度433百万円）となっており、調査等合計では1,300百万円（前事務年度1,589百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

➤ 所得税の調査等の状況

区 分 項 目		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
1	調査等件数	610		204		814		6,743		7,557		
		444	72.8%	99	48.5%	543	66.7%	7,393	109.6%	7,936	105.0%	
2	申告漏れ等の非違件数	519		148		667		4,242		4,909		
		379	73.0%	70	47.3%	449	67.3%	4,895	115.4%	5,344	108.9%	
3	申告漏れ所得金額	6,294		681		6,975		9,592		16,567		
		4,563	72.5%	330	48.5%	4,893	70.2%	7,924	82.6%	12,818	77.4%	
4	追徴税額	本 税	940		35		975		420		1,395	
			690	73.4%	14	40.0%	704	72.2%	427	101.7%	1,131	81.1%
5		加算税	177		4		181		13		194	
		149	84.2%	2	50.0%	151	83.4%	18	138.5%	168	86.6%	
6	計	1,117		39		1,156		433		1,589		
		839	75.1%	16	41.0%	855	74.0%	445	102.8%	1,300	81.8%	
7	申告漏れ所得金額	10,318		3,338		8,569		1,423		2,192		
		10,277	99.6%	3,334	99.9%	9,011	105.2%	1,072	75.3%	1,615	73.7%	
8	一件当たり追徴税額	本 税	1,541		170		1,198		62		185	
			1,554	100.8%	142	83.5%	1,297	108.3%	58	93.5%	143	77.3%
9		加算税	290		19		222		2		26	
		336	115.9%	17	89.5%	278	125.2%	2	100.0%	21	80.8%	
10	計	1,831		190		1,420		64		210		
		1,890	103.2%	159	83.7%	1,574	110.8%	60	93.8%	164	78.1%	

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員が行った調査等の計数を含む。)

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、194件（前事務年度254件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、155件（前事務年度206件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、996百万円（前事務年度1,141百万円）となっています。

項目	事務年度等	29事務年度	30事務年度	対前年比
① 調査等件数		件	件	%
		254	194	76.4
	土地建物等	196	153	78.1
	株式等	58	41	70.7
② 申告漏れ等の 非違件数		件	件	%
		206	155	75.2
	土地建物等	156	120	76.9
	株式等	50	35	70.0
③ 非違割合 (② / ①)		%	%	ポイント
		81.1	79.9	▲ 1.2
	土地建物等	79.6	78.4	▲ 1.2
	株式等	86.2	85.4	▲ 0.8
④ 申告漏れ所得金額		百万円	百万円	%
		1,141	996	87.3
	土地建物等	1,007	786	78.1
	株式等	133	210	157.9
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)		万円	万円	%
		449	513	114.3
	土地建物等	514	514	100.0
	株式等	230	512	222.6

- (注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。
2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 平成30事務年度における消費税の調査等の状況

(1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が223件（前事務年度359件）、着眼調査が36件（前事務年度60件）であり、簡易な接触の件数は602件（前事務年度654件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は861件（前事務年度1,073件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は594件（前事務年度823件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、274百万円（前事務年度322百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは269百万円（前事務年度317百万円）、着眼調査によるものは5百万円（前事務年度6百万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は89百万円（前事務年度109百万円）となっており、調査等合計では363百万円（前事務年度431百万円）となっています。

➤ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
1	調査等件数	359		60		419		654		1,073		
		223	62.1%	36	60.0%	259	61.8%	602	92.0%	861	80.2%	
2	申告漏れ等の非違件数	296		48		344		479		823		
		195	65.9%	25	52.1%	220	64.0%	374	78.1%	594	72.2%	
3	追徴税額	本税	263		4		268		103		371	
			220	83.7%	4	100.0%	224	83.6%	82	79.6%	306	82.5%
4		加算税	53		2		55		5		60	
			48	90.6%	1	50.0%	50	90.9%	7	140.0%	57	95.0%
5	計	317		6		322		109		431		
			269	84.9%	5	83.3%	274	85.1%	89	81.7%	363	84.2%
6	一件当たり	本税	734		75		639		158		346	
			987	134.5%	108	144.0%	865	135.4%	136	86.1%	355	102.6%
7		加算税	148		25		130		8		56	
			217	146.6%	35	140.0%	191	146.9%	12	150.0%	66	117.9%
8	計	882		100		770		166		402		
			1,204	136.5%	143	143.0%	1,057	137.3%	148	89.2%	421	104.7%

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

3 上段は、前事務年度の計数である。

平成 30 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和元年 11 月
広島国税局
【 広島 県 】

- 調査等の状況
 - 1 平成 30 事務年度における所得税の調査等の状況
 - 2 平成 30 事務年度における消費税の調査等の状況

調査等の状況

1 平成30事務年度における所得税の調査等の状況

- (1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況
 - 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が715件（前事務年度1,048件）、着眼調査が300件（前事務年度384件）であり、簡易な接触の件数は12,717件（前事務年度13,584件）となっています。
 - これらの調査等の合計件数は13,732件（前事務年度15,016件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は9,812件（前事務年度11,395件）となっています。
- (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況
 - 実地調査による申告漏れ所得金額は、7,699百万円（前事務年度11,329百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは6,870百万円（前事務年度10,165百万円）、着眼調査によるものは829百万円（前事務年度1,164百万円）となっています。
 - また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は14,365百万円（前事務年度14,917百万円）となっており、調査等合計では22,064百万円（前事務年度26,246百万円）となっています。
- (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況
 - 実地調査による追徴税額は、1,405百万円（前事務年度1,825百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは1,349百万円（前事務年度1,769百万円）、着眼調査によるものは55百万円（前事務年度56百万円）となっています。
 - また、簡易な接触による追徴税額は587百万円（前事務年度714百万円）となっており、調査等合計では1,992百万円（前事務年度2,539百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

➤ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
1	調査等件数	1,048		384		1,432		13,584		15,016		
		715	68.2%	300	78.1%	1,015	70.9%	12,717	93.6%	13,732	91.4%	
2	申告漏れ等の非違件数	893		285		1,178		10,217		11,395		
		621	69.5%	215	75.4%	836	71.0%	8,976	87.9%	9,812	86.1%	
3	申告漏れ所得金額	10,165		1,164		11,329		14,917		26,246		
		6,870	67.6%	829	71.2%	7,699	68.0%	14,365	96.3%	22,064	84.1%	
4	追徴税額	本税	1,522		50		1,572		702		2,274	
			1,137	74.7%	50	100.0%	1,188	75.6%	577	82.2%	1,764	77.6%
5			加算税	247		6		253		12		265
	212	85.8%		5	83.3%	217	85.8%	11	91.7%	228	86.0%	
6	計	1,769		56		1,825		714		2,539		
		1,349	76.3%	55	98.2%	1,405	77.0%	587	82.2%	1,992	78.5%	
7	申告漏れ所得金額	9,700		3,030		7,911		1,098		1,748		
		9,608	99.1%	2,765	91.3%	7,585	95.9%	1,130	102.9%	1,607	91.9%	
8	一件当たり追徴税額	本税	1,452		131		1,098		52		151	
			1,591	109.6%	167	127.5%	1,170	106.6%	45	86.5%	128	84.8%
9			加算税	236		15		176		1		18
	297	125.8%		17	113.3%	214	121.6%	1	100.0%	17	94.4%	
10	計	1,688		146		1,274		53		169		
		1,887	111.8%	184	126.0%	1,384	108.6%	46	86.8%	145	85.8%	

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員の行った調査等の計数を含む。)

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、429件（前事務年度593件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、336件（前事務年度444件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、3,071百万円（前事務年度3,311百万円）となっています。

事務年度等		29事務年度	30事務年度	対前年比
項目				
① 調査等件数		件	件	%
		593	429	72.3
	土地建物等	494	308	62.3
	株式等	99	121	122.2
② 申告漏れ等の 非違件数		件	件	%
		444	336	75.7
	土地建物等	358	229	64.0
	株式等	86	107	124.4
③ 非違割合 (② / ①)		%	%	ポイント
		74.9	78.3	3.4
	土地建物等	72.5	74.4	1.9
	株式等	86.9	88.4	1.5
④ 申告漏れ所得金額		百万円	百万円	%
		3,311	3,071	92.8
	土地建物等	2,639	1,700	64.4
	株式等	672	1,371	204.0
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)		万円	万円	%
		558	716	128.3
	土地建物等	534	552	103.4
	株式等	679	1,133	166.9

- (注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。
2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 平成30事務年度における消費税の調査等の状況

(1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が342件（前事務年度490件）、着眼調査が85件（前事務年度111件）であり、簡易な接触の件数は733件（前事務年度731件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は1,160件（前事務年度1,332件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は894件（前事務年度956件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、283百万円（前事務年度373百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは270百万円（前事務年度360百万円）、着眼調査によるものは12百万円（前事務年度14百万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は107百万円（前事務年度92百万円）となっており、調査等合計では390百万円（前事務年度466百万円）となっています。

➤ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
1	調査等件数	490		111		601		731		1,332		
		342	69.8%	85	76.6%	427	71.0%	733	100.3%	1,160	87.1%	
2	申告漏れ等の非違件数	389		74		463		493		956		
		279	71.7%	59	79.7%	338	73.0%	556	112.8%	894	93.5%	
3	追徴税額	本税	304		11		315		88		403	
			223	73.4%	10	90.9%	234	74.3%	102	115.9%	336	83.4%
4		加算税	56		3		59		4		63	
			47	83.9%	2	66.7%	49	83.1%	5	125.0%	54	85.7%
5	計	360		14		373		92		466		
			270	75.0%	12	85.7%	283	75.9%	107	116.3%	390	83.7%
6	一件当たり追徴税額	本税	620		97		524		121		302	
			653	105.3%	121	124.7%	547	104.4%	140	115.7%	290	96.0%
7		加算税	114		27		98		6		47	
			137	120.2%	26	96.3%	115	117.3%	7	116.7%	47	100.0%
8	計	734		124		621		126		350		
			790	107.6%	147	118.5%	662	106.6%	147	116.7%	336	96.0%

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

3 上段は、前事務年度の計数である。

平成 30 事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和元年 11 月
広島国税局
【山 口 県】

○ 調査等の状況

- 1 平成 30 事務年度における所得税の調査等の状況
- 2 平成 30 事務年度における消費税の調査等の状況

調査等の状況

1 平成30事務年度における所得税の調査等の状況

- (1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況
 - 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が478件（前事務年度517件）、着眼調査が174件（前事務年度217件）であり、簡易な接触の件数は5,901件（前事務年度5,874件）となっています。
 - これらの調査等の合計件数は6,553件（前事務年度6,608件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は4,804件（前事務年度4,584件）となっています。
- (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況
 - 実地調査による申告漏れ所得金額は、4,832百万円（前事務年度4,193百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは4,295百万円（前事務年度3,662百万円）、着眼調査によるものは536百万円（前事務年度532百万円）となっています。
 - また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は6,780百万円（前事務年度6,105百万円）となっており、調査等合計では11,611百万円（前事務年度10,298百万円）となっています。
- (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況
 - 実地調査による追徴税額は、911百万円（前事務年度650百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは887百万円（前事務年度618百万円）、着眼調査によるものは24百万円（前事務年度32百万円）となっています。
 - また、簡易な接触による追徴税額は1,435百万円（前事務年度256百万円）となっており、調査等合計では2,346百万円（前事務年度906百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

➤ 所得税の調査等の状況

区 分 項 目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
1	調査等件数 件	517		217		734		5,874		6,608	
		478	92.5%	174	80.2%	652	88.8%	5,901	100.5%	6,553	99.2%
2	申告漏れ等の 非違件数 件	433		139		572		4,012		4,584	
		406	93.8%	117	84.2%	523	91.4%	4,281	106.7%	4,804	104.8%
3	申告漏れ 所得金額 百万円	3,662		532		4,193		6,105		10,298	
		4,295	117.3%	536	100.8%	4,832	115.2%	6,780	111.1%	11,611	112.8%
4	本 税 追徴税額 百万円	518		29		547		251		798	
		729	140.7%	22	75.9%	750	137.1%	1,429	569.3%	2,179	273.1%
5	加 算 税 百万円	100		4		103		5		108	
		158	158.0%	3	75.0%	161	156.3%	6	120.0%	167	154.6%
6	計 百万円	618		32		650		256		906	
		887	143.5%	24	75.0%	911	140.2%	1,435	560.5%	2,346	258.9%
7	申告漏れ 所得金額 千円	7,082		2,451		5,713		1,039		1,558	
		8,986	126.9%	3,083	125.8%	7,411	129.7%	1,149	110.6%	1,772	113.7%
8	本 税 追徴税額 千円	1,003		132		745		43		121	
		1,524	151.9%	124	93.9%	1,151	154.5%	242	562.8%	332	274.4%
9	加 算 税 千円	193		16		141		1		16	
		331	171.5%	15	93.8%	247	175.2%	1	100.0%	25	156.3%
10	計 千円	1,195		149		886		44		137	
		1,855	155.2%	140	94.0%	1,397	157.7%	243	552.3%	358	261.3%

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員が行った調査等の計数を含む。)

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、257件（前事務年度285件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、216件（前事務年度244件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、1,068百万円（前事務年度944百万円）となっています。

事務年度等		29事務年度	30事務年度	対前年比
項目				
① 調査等件数		件 285	件 257	% 90.2
	土地建物等	160	168	105.0
	株式等	125	89	71.2
② 申告漏れ等の 非違件数		件 244	件 216	% 88.5
	土地建物等	131	150	114.5
	株式等	113	66	58.4
③ 非違割合 (② / ①)		% 85.6	% 84.0	ポイント ▲ 1.6
	土地建物等	81.9	89.3	7.4
	株式等	90.4	74.2	▲ 16.2
④ 申告漏れ所得金額		百万円 944	百万円 1,068	% 113.1
	土地建物等	396	609	153.8
	株式等	549	459	83.6
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)		万円 331	万円 416	% 125.7
	土地建物等	247	363	147.0
	株式等	439	516	117.5

- (注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。
2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

2 平成30事務年度における消費税の調査等の状況

(1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が276件（前事務年度307件）、着眼調査が50件（前事務年度89件）であり、簡易な接触の件数は404件（前事務年度468件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は730件（前事務年度864件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は527件（前事務年度595件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、233百万円（前事務年度222百万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは226百万円（前事務年度212百万円）、着眼調査によるものは7百万円（前事務年度10百万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は44百万円（前事務年度52百万円）となっており、調査等合計では277百万円（前事務年度274百万円）となっています。

➤ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計			対前年比		対前年比	
			対前年比		対前年比		対前年比					
1	調査等件数	307		89		396		468		864		
		276	89.9%	50	56.2%	326	82.3%	404	86.3%	730	84.5%	
2	申告漏れ等の非違件数	247		67		314		281		595		
		224	90.7%	33	49.3%	257	81.8%	270	96.1%	527	88.6%	
3	追徴税額	本税	179		8		187		50		237	
		百万円	188	105.0%	6	75.0%	194	103.7%	42	84.0%	236	99.6%
4		加算税	33		2		35		2		37	
	百万円	38	115.2%	1	50.0%	39	111.4%	2	100.0%	41	110.8%	
5	計	212		10		222		52		274		
	百万円	226	106.6%	7	70.0%	233	105.0%	44	84.6%	277	101.1%	
6	一件当たり	本税	584		90		473		107		274	
		千円	680	116.4%	122	135.6%	595	125.8%	104	97.2%	323	117.9%
7		加算税	106		27		88		5		43	
	千円	137	129.2%	26	96.3%	120	136.4%	5	100.0%	56	130.2%	
8	計	690		117		561		111		318		
	千円	817	118.4%	148	126.5%	714	127.3%	108	97.3%	379	119.2%	

(注) 1 平成30年7月から令和元年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

3 上段は、前事務年度の計数である。